

「横浜銀行」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第32条の11第3項の規定により、株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」という。概要は別記)に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、本日付で特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

横浜銀行と機構は、2016年3月に設立した「かながわ観光活性化投資事業有限責任組合(かながわ観光活性化ファンド)」において、観光を軸とした面的活性化のパイロット地域である神奈川県足柄下郡湯河原町で、「富士屋旅館」の再生を起爆剤として、湯河原温泉場を中心とした街並み環境整備として、空き古民家などを改修し活用するためのリスクマネーの供給を行うなど、「歴史的資源を活用した観光まちづくり」を推進してきました。

こうした地域金融機関による地域経済活性化の取組をより一層深化させていくためにも、今般の特定専門家派遣を通じ、横浜銀行に対して機構の有する「観光活性化支援業務」に関する実践ノウハウを移転することで、横浜銀行は、地域の課題解決のためのソリューション開発及びそれを推進する専門性(コンサルティング)の向上を図っていきます。

今後も、機構は、特定専門家派遣を通じ、機構内に蓄積されたノウハウを地域金融機関に移転することにより、地域における活性化支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化支援部：TEL 03-6266-0590

別記

○横浜銀行の概要(2019年3月末時点)

社 名:株式会社横浜銀行

本店所在地:神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

資本金:2,156億28百万円

設立:1920年(大正9年)12月16日

代表者:代表取締役頭取 大矢 恭好

預金残高:14兆3,209億円

貸出金残高:11兆1,331億円

従業員数:4,402人

【かながわ観光活性化ファンド】

<http://www.revic.co.jp/business/fund/31.html>

詳細は機構ホームページをご参照ください。